

改正

令和元年7月16日条例第9号

令和4年7月11日条例第33号

松阪市中心市街地活性化複合施設条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 カリヨンプラザ（第3条—第13条）

第3章 カリヨンパーキング（第14条—第20条）

第4章 指定管理者（第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 松阪市は、市民活動の振興、市内商工業の振興、地域経済の活性化を一層促進するとともに、中心市街地における道路交通の円滑化を図るため、次の施設を設置する。

名称 中心市街地活性化複合施設

位置 松阪市日野町788番地

2 前項の中心市街地活性化複合施設（以下「複合施設」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。

（1）カリヨンプラザ（以下「活性化施設」という。）

（2）カリヨンパーキング（以下「駐車場」という。）

（事業）

第2条 複合施設は、次に掲げる事業を行う。

（1）市民活動の振興に関する事業

（2）市内商工業の振興に関する事業

（3）地域経済の活性化に関する事業

（4）中心市街地における道路交通の円滑化に関する事業

（5）前各号に掲げるもののほか、必要があると認める事業

第2章 カリヨンプラザ

（休館日）

第3条 活性化施設の休館日は、1月1日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に定めることができる。

（開館時間）

第4条 活性化施設の開館時間は、午前9時から午後11時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第5条 活性化施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際して、活性化施設の管理上必要な条件を付すことができる。

（行為の禁止等）

第6条 活性化施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）公の秩序又は風紀を乱すこと。

（2）他人に迷惑又は危害を及ぼすこと。

（3）活性化施設を損傷すること。

（4）その他活性化施設の管理上支障を来すおそれがあると認めること。

2 市長は、活性化施設を使用しようとする者が前項各号に掲げる行為をするおそれがある場合には、使用を許可しないものとする。

（施設使用料）

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、活性化施設に係る使用料（以

下「施設使用料」という。)を納めなければならない。

2 施設使用料の種類及び額は、別表第1に定めるところによる。

(施設使用料の減免)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市又は市の執行機関(市が設置する附属機関を含む。)が主催し、又は共催するとき 全額免除

(2) 施設の管理運営団体(指定管理者)が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除

(3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除

(4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

(施設使用料の還付)

第9条 既納の施設使用料は、還付しない。ただし、特別の事情があると認める場合に限り、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、活性化施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたと認めるとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したと認めるとき。

(3) 活性化施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 災害その他の不可抗力によって使用できないと認めるとき。

(5) その他活性化施設の管理上支障を来すおそれがあると認めるとき。

2 前項の規定に基づく措置により使用者に損害が生じた場合であっても、市はその損害賠償の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の許可を受けた活性化施設を、当該使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用に係る権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、使用の許可を受けた活性化施設の使用に当たり、特別の設備等を設け、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、活性化施設の使用を終了したとき、又はその使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該使用に係る活性化施設を原状に復さなければならない。

### 第3章 カリヨンパーキング

(供用時間及び入退場時間)

第14条 駐車場の供用時間及び入退場時間は、全日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。

2 市長は、駐車場の整備工事その他の理由により必要があるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(行為の禁止等)

第15条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。この場合において、市長は、該当者に対し、当該駐車場の使用を制限し、又は出庫を命じることができる。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の構造又は設備を損傷すること。

(3) その他駐車場の管理上支障を来すおそれがあると認めること。

2 前項の規定に基づく措置により駐車場を使用する者に損害が生じた場合であっても、市はその損害賠償の責めを負わない。駐車車両の間による損害についても同様とする。

(駐車の拒否)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車であるときは、当該自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 駐車場の構造上駐車させることが不可能な自動車
- (2) 発火、引火又は爆発のおそれがある物品を積載している自動車
- (3) 駐車場の構造又は設備を損傷するおそれがあると認める自動車
- (4) その他駐車場の管理上支障を来すおそれがあると認める自動車  
(駐車場使用料)

第17条 駐車場を使用する者は、駐車場に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）を納めなければならない。

- 2 駐車場使用料の種別及び額は、別表第2に定めるところによる。  
(徴収の方法等)

第18条 駐車場使用料は、自動車を出庫させるときに徴収する。ただし、回数駐車券又は定期駐車券による駐車の場合にあっては、当該回数駐車券又は定期駐車券を発行する際に徴収する。  
(駐車場使用料の減免)

第19条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場使用料を減額し、又は免除することができる。  
(駐車場使用料の還付)

第20条 既納の駐車場使用料は、還付しない。ただし、特別の事情があると認める場合に限り、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

#### 第4章 指定管理者

(指定管理者による管理)

第21条 複合施設の管理は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、複合施設の管理に関する事業のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条に規定する事業に関すること。
- (2) 複合施設の利用及び利用料金に関すること。
- (3) 複合施設、設備器具等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

- 2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市長は、指定管理者に施設使用料及び駐車場使用料を利用料金として当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- (2) 第3条及び第4条中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条第1項中「あらかじめ市長の許可」とあるのは「貸店舗についてはあらかじめ市長の承認を得て指定管理者の許可を、貸館等についてはあらかじめ指定管理者の許可」と、同条第2項及び第6条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第7条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「別表第1に定めるところによる」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第8条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第4号中「市長が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が、特に必要があると認め、あらかじめ市長の承認を得た」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第14条第1項中「市長が特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、同条第2項及び第15条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「別表第2に定めるところによる」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」と、第18条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収」とあるのは「收受」と、第19条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、市長が定める

基準に従い」と、前条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

#### 第5章 雑則

(損害賠償)

第22条 何人も、自己の責めにおいて、複合施設の構造又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、複合施設の前所有者との間で締結された施設使用に関する契約については、この条例の規定にかかわらず、当分の間、その効力を有する。

3 この条例の施行の際、複合施設の前所有者により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、この条例の規定により発行されたものとみなす。

(準備行為)

4 この条例の施行の前においても、この条例の規定に基づく定期駐車券の発行その他の準備行為をすることができる。

附 則 (令和元年7月16日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(松阪市産業振興センター条例の一部改正)

2 松阪市産業振興センター条例(平成17年松阪市条例第168号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和4年7月11日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料の減免及び使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料の減免及び使用料についてはなお従前の例による。

別表第1(第7条関係)

種別	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
貸店舗・貸事務所	月額1,672円(1㎡当たり)					
1階倉庫	月額5,500円(1区画当たり)					
1階ホール及び広場	1時間24円(1㎡当たり)					
展示室	3,700円	4,620円	4,620円	8,300円	9,220円	11,980円
会議・セミナー室	3,940円	4,940円	4,940円	8,940円	9,940円	12,940円

備考

1 平日とは、土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。)以外の日をいう。

2 展示室及び会議・セミナー室を使用する場合において、営利又は営業上の目的で使用するときには、平日にあつては基本使用料の1.5倍、土曜日、日曜日及び休日にあつては2倍とする。

3 前項以外の目的で土曜日、日曜日及び休日を使用する場合は、基本使用料の1.5倍とする。

4 前2項の規定による使用料の加算に当たり10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる

ものとする。

別表第2（第17条関係）

種別	時間区分	単位	金額
駐車場使用料	午前8時から 午後7時まで	駐車1回 30分までごとに	100円
	午後7時から 翌日午前8時まで	駐車1回 30分までごとに	50円
	駐車1回24時間以内の使用料が800円を超える場合は800円		
回数駐車券	—	100円券100枚綴り	9,500円
定期駐車券	—	1か月1台につき	平日限定 8,800円 全日 11,000円

備考

- 1 駐車時間が午前8時又は午後7時の前後にまたがる場合は、それぞれまたがる前の時間区分を適用する。
- 2 駐車1回とは、自動車の入庫から出庫までの間をいう。